

秋田県血液事業推進計画（案）について

I 献血推進計画

1 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

第 10 条第 4 項 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

2 献血確保目標と実績

献血確保目標値は、翌年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量、国から割り当てられる血漿分画製剤に係る原料血漿確保目標量及び生産年齢人口割合等を勘案して設定している。

献血確保目標と実績

年 度		27	28	29	30	31（1）	2
献 血 者	確保目標（人）	46,600	41,200	37,902	38,472	37,371	38,775
	実績（人）	43,587	41,230	34,194	35,243	38,426	
	目標達成率（%）	93.5	100.1	90.2	91.6	102.8	
献 血 量	確保目標（L）	18,120	16,229	15,062	16,024	16,341	17,157
	実績（L）	15,369	14,737	12,170	12,869	14,460	
	目標達成率（%）	84.8	90.8	80.8	80.3	88.5	

3 献血事業の現状

- （1）令和元年度、本県は目標に対して 102.8%の献血者を確保した。
- （2）新型コロナウイルス感染症等の拡大が懸念される中でも、感染対策を徹底した上で事業所等へ献血の協力を求め、赤十字血液センター、市町村及び保健所等が連携して献血を実施している。
- （3）400mL 献血由来の血液製剤の供給が 95%以上を占めることから、400mL 献血を推進する必要がある。
- （4）国の中期目標「献血推進 2020」を達成するため、若年層への献血、集団献血等に協力いただける新規事業所の開拓、セミナー開催を推進する。

献血推進 2020（平成 26 年 12 月策定）

項 目	目 標	H25 年度 実績値	H32 年度 目標値
若年層の献血 者数の増加	10 代の献血率を増加させる。	6.3%	7.0%
	20 代の献血率を増加させる。	7.2%	8.1%
	30 代の献血率を増加させる。	6.7%	7.6%
安定的な集団 献血の確保	集団献血等に協力いただける企業・団 体を増加させる。	50,712 社	60,000 社
複数回献血の 増加	複数回献血者(年間)を増加させる。	996,684 人	1,200,000 人
献血の周知度 の上昇	献血セミナーの実施回数(年間)を増加 させる。	1,128 回	1,600 回

Ⅱ 血液の適正使用対策

秋田県合同輸血療法委員会の開催（血液事業推進計画 第3 1 （2））

平成10年度から合同輸血療法委員会を継続的に開催し、医療関係者向けの講演や情報交換により血液製剤の適正使用及び輸血療法の適正化の推進を図っている。

○ 今年度の第23回合同輸血療法委員会は2月にWeb開催を検討している。

令和3年度秋田県血液事業推進計画（案）

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定に基づき令和3年度秋田県献血推進計画として定めるとともに、血液製剤の安全性の確保及び適正使用の推進のために必要な事項を定めるものである。

I 献血推進計画

第1 令和3年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和3年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤は、赤血球製剤47,300単位（昨年度比2,800単位減）、血小板製剤71,800単位（昨年度比7,880単位減）、血漿製剤10,900単位（昨年度比250単位減）である。そこに国から本県に割り当てられる原料血漿確保目標量11,382L（昨年度比93L減）を勘案すると、17,050L（昨年度比107L減）の血液を献血により確保する必要がある。

献 血 目 標 の 内 訳

区 分	全血献血		成分献血		合 計	献血量 (L)	献血率
	200mL	400mL	血 漿	血 小 板			
献血者数(人)	665	23,420	9,364	4,446	37,895	17,050	3.8%
構 成 比	1.8%	61.8%	24.7%	11.7%	100.0%	—	—

※献血率＝献血者数／人口（H27国勢調査結果）

第2 献血の推進に関する基本的な考え方

1 計画的な献血の実施

- ・ 本計画に基づき、保健所は市町村と協議し市町村別献血目標を決定する。
- ・ 保健所、日本赤十字社秋田県支部（以下「日赤県支部」という。）及び秋田県赤十字血液センター（以下「日赤血液センター」という。）は、市町村担当者と連携を密にし、献血協力事業所との日程調整に遺漏の無いよう支援する。

2 献血に関する普及啓発

県、市町村、日赤県支部及び日赤血液センターは、県民に献血や血液製剤に関する理解を深めるよう広報に努める。

第3 具体的な方策

1 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

県、市町村、日赤県支部及び日赤血液センターは、より多くの県民の献血への参加を促進するため、広報活動、各種イベント又は街頭キャンペーン等による献血推進活動を行う。

（1）広報活動

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、新興・再興感染症のまん延下であっても、医療に

欠くことのできない有限で貴重なものである血液製剤の安定供給を図るため、血液への理解を促すポスターの掲示や各種広報媒体の活用等により、献血の正しい知識や必要性について効果的な普及啓発に努める。

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、採血基準について、県民に対して十分に広報を行う。また、血液製剤の中でも特に血漿分画製剤は近年需要が増大しており、その安定供給が確保されるよう、献血への協力を求めるなど献血者の確保に努める。
- ・ 県は、「あきた県庁出前講座」等の講演により、県民に対して血液の働きや医療への使われ方等、命を救う献血の必要性について説明を行い、正しい知識の普及啓発に努める。
- ・ 日赤血液センターは、小学校、中学校、高等学校及び大学等で、児童及び生徒を対象とした「献血セミナー」を実施し、献血の意義を理解し、将来献血を行ってもらうため、効果的な広報に努める。
- ・ 県及び市町村は、若年者層の献血への関心を高めるため、日赤血液センターが実施する「献血セミナー」を、積極的に活用してもらえよう小学校、中学校、高等学校及び大学等に情報提供を行う。
- ・ 日赤血液センターは、「親子で血液センターのお仕事体験」等を実施して、子育て中の20歳代後半から30歳代を中心とした親子が、献血を模擬体験することで、献血に対する理解が深まるよう努める。

(2) 献血推進キャンペーン等の実施

- ・ 愛の血液助け合い運動

県及び日赤血液センターは、7月に全国一斉に展開される「愛の血液助け合い運動」の期間中、学生献血推進協議会等ボランティアの協力を得て、夏期の血液不足の解消及び献血の推進及び普及啓発に努める。

- ・ クリスマス献血キャンペーン

日赤血液センターは、学生献血推進協議会及びボランティア団体等が参加するクリスマス期間の献血を街頭で実施し、冬期の血液不足の解消と、若年層を始めとした献血の普及啓発に努める。

- ・ はたちの献血キャンペーン

県及び日赤血液センターは、1月及び2月に全国的に実施される「はたちの献血」キャンペーンにおいて、成人式を迎える「はたち」の若者を中心に、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求め、特に冬期における献血者の確保に努める。

(3) 企業等における献血の推進対策

- ・ 日赤血液センターは、県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、日赤血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。
- ・ 県及び日赤血液センターは、企業等に対して、特に20～30歳代の労働者の献血促進について協力を求める。

(4) 地域献血（参集型事業所献血）の実施

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、献血に協力する団体等と協力して、献血会場の周

辺の住民に対して積極的に協力を呼びかけ、地域一帯となって献血を推進する「地域献血」を実施する。

(5) 複数回献血者確保の推進

- ・ 日赤血液センターは、県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう体制を構築し、献血者の安定確保を図る。
- ・ また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

(6) 全血献血の在り方と高校献血の推進

- ・ 県、市町村及び日赤血液センターは、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、400ミリリットル献血を基本として行うものとする。
- ・ 県、日赤血液センターは、連携して、高等学校に対して献血への理解と協力を求める。
- ・ 将来の献血基盤の確保という観点から、若年層への献血推進は非常に重要であり、若年層の初回献血時に200ミリリットル献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらう。

2 献血推進体制

(1) 献血協力団体との連携

県、市町村及び日赤血液センターは、事業所、学校等の施設、商工会、青年会、婦人会、町内会等の地域組織、ライオンズクラブ、赤十字奉仕団及び秋田県学生献血推進協議会等ボランティア組織に献血運動への支援、協力を要請する。

(2) 関連分野との協力

県及び日赤血液センターは、教育機関と連携を図るとともに報道機関にも積極的な協力を呼びかける。

3 献血者への謝意

(1) 県知事表彰及び感謝状

県は、献血推進に功績のあった個人又は団体に知事表彰状若しくは知事感謝状を、献血回数が100回に達した個人に知事感謝状を贈呈する。

(2) 日本赤十字社有功章

日赤血液センターは、献血推進に功績のあった個人又は団体に対し日本赤十字社有功章を贈呈する。

(3) 保健所長感謝状

県保健所は、献血回数が50回に達した個人に対し保健所長感謝状を贈呈する。

(4) 献血ポイント

日赤血液センターは、高等学校在学中に献血ポイントが5ポイントに達した高校生に対し、卒業時に感謝状及び記念品を贈る。

4 献血者の健康増進

日赤血液センターは、献血者が自己の健康管理に活用できるよう生化学的検査及び血球計数検査結果を通知し、献血不適格者には、健康増進に役立つよう健康アドバイス用のリーフレッ

トを配布する。

5 献血者の安全の確保

日赤血液センターは、採血時の検診医師確保のため、医師会等関連団体に医師派遣の要請を行う。

また、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、安心して献血できる環境を保持するとともに、採血の度に、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、事前説明を十分に行い、献血者の感染防止を始めとした安全確保に努める。

II 血液製剤の安全性の確保及び適正使用

第1 血液製剤の安全性の確保及び適正使用に関する基本的な考え方

1 血液製剤の安全性の確保

献血で得られた血液製剤は医薬品であり、その有効性及び安全性を確保するとともに、必要な情報を提供しなければならない。

2 血液製剤の適正使用

医療関係者は、血液製剤が人の血液に由来する有限で貴重なものであること及び原料に由来する感染のリスク等について特段の注意を払う必要があることを十分認識し、患者に真に必要な場合に限り血液製剤を使用するなど、適切かつ適正な使用を一層推進しなければならない。

第2 血液製剤の安全性の確保及び供給

1 日赤血液センターは、献血された血液について抗原・抗体検査及び核酸増幅検査等を実施するとともに、血液製剤の回収等が発生した場合は、血液製剤の病原微生物の感染リスク等に関する情報を的確に医療機関に伝達する。

2 日赤血液センターは、医療機関からの緊急要請時における供給体制の整備等を行い、血液製剤の効率的な供給を図る。

3 県及び日赤血液センターは、大規模地震等の災害発生時の血液製剤の大量かつ緊急供給に対処するため、情報システムの構築、他の都道府県への協力要請連絡体制、搬送システムの整備等について関係機関と協議し対策を講ずる。

第3 血液製剤の適正な使用について

医療関係者は、血液製剤の適正使用に努めるとともに、安全性情報の収集及び患者に対するインフォームドコンセントに努める。

1 血液製剤の適正使用の推進

(1) 血液製剤の使用適正化等に関する資料の配布

県及び日赤血液センターは、血液製剤の使用適正化等に関する資料を医療機関に配布し、その有効活用を促す。

(2) 秋田県合同輸血療法委員会等の開催

県は、「輸血療法の実施に関する指針」に基づき各病院に輸血療法委員会の設置を働きかけるとともに、医療関係者と協力して秋田県合同輸血療法委員会を開催し、血液製剤の使用適正化及び輸血療法の適正化の推進を図る。

(3) 血液製剤の保管管理等に関する実地指導

県及び秋田市は、「血液製剤保管管理マニュアル」に基づき、血液製剤を取り扱う病院等に対し、立入検査等により血液製剤の保管管理及び取扱いを調査し、必要な指導を行う。

(4) 血液製剤の記録、感染症報告等

医療機関は、特定生物由来製品である血液製剤の使用にあたり、患者への適切な説明、使用記録の作成・保管及び輸血前後の感染検査を適切に実施するとともに、感染が明らかになった場合には速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 各機関の役割

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の規定に基づき県、市町村及び日赤血液センターの担うべき役割は、別紙「令和3年度血液事業実施事項」のとおりとする。

令和3年度血液事業実施事項（案）

事項	実 施 事 項 及 び 実 施 主 体		
	県（医務薬事課・保健所）	市 町 村	日 赤
献血推進体制	1 秋田県血液事業推進協議会の開催 2 地域保健医療福祉協議会献血推進部会の開催 3 保健所献血担当者会議の開催 4 市町村献血担当者会議の開催 5 献血者登録制度の推進	1 市町村献血推進協議会の開催 2 事業所等との献血液体制の確立 3 献血日程の立案・調整	1 計画的採血体制の確立 2 献血者登録制度の推進
献血組織育成	1 地域、職域組織との連携強化 2 ボランティアとの協力	1 町内会組織への呼びかけ 2 ボランティアとの協力	1 日赤奉仕団、青年赤十字奉仕団への協力要請 2 秋田県学生献血推進協議会の育成 3 ボランティア団体の育成及び献血協力要請
献血の普及啓発活動	1 ポスター・デジタル大型ビジョン等による広報 2 愛の血液助け合い運動 3 はたちの献血キャンペーン 4 県庁出前講座 5 ポスター、パンフレットの作成 6 血液事業の概況（冊子）の作成 7 複数回献血者確保の推進 8 高校教育との連携 9 児童や生徒への普及啓発 10 報道関係を利用したPR 11 地域献血（参集型事業所献血） 12 献血運動推進全国大会 13 若年層に対する献血セミナーの推進	1 広報誌等の活用 2 広報車によるPR 3 ポスター、リーフレットの配布 4 はたちの献血キャンペーン 5 日赤奉仕団、職域組織との連携 6 地域献血（参集型事業所献血） 7 若年層に対する献血セミナーの推進	1 赤十字キッズタウン 2 報道機関を利用した普及啓発 3 各種献血イベント 4 愛の血液助け合い運動 5 献血感謝祭 6 東北学生サマー献血キャンペーン 7 全国学生クリスマス献血キャンペーン 8 はたちの献血キャンペーン 9 事業所献血協力者等の会議 10 献血啓発用チラシの作成 11 地域献血（参集型事業所献血） 12 献血運動推進全国大会 13 若年層に対する献血セミナー 14 複数回献血クラブ会員の募集
献血依頼	1 市町村、事業所、学校訪問 2 高等学校献血協力等の会議	1 事業所、職域組織、学校訪問	1 街頭献血の実施 2 地域組織の献血推進 3 市町村、事業所、学校訪問
献血者謝意	1 献血推進功労知事表彰・感謝状 2 献血100回者への知事感謝状 3 献血50回者への保健所長感謝状 4 献血者への記念品	1 献血者への記念品	1 健康管理のための検査結果通知等 2 高校生への記念品 3 日本赤十字社有功章の贈呈 4 日本赤十字社献血者顕彰規定による記念品の贈呈
血液製剤適正使用	1 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針、「血液製剤の使用指針」等の周知 2 秋田県合同輸血療法委員会の開催 3 適正化個別指導 4 医療機関での記録作成、輸血前後の感染症確認を指導		1 秋田県合同輸血療法委員会の開催 2 血液製剤の副作用等に係る情報の伝達収集 3 医療機関での記録作成、輸血前後の感染症確認を情報提供
安全確保・供給	1 大規模地震等の災害発生時における供給体制等の整備		1 血液製剤の感染リスクに関する情報の医療機関への提供 2 供給体制の整備 3 大規模地震等の災害発生時における供給体制等の整備

秋田県血液事業推進計画（案）新旧対照表

新

令和3年度秋田県血液事業推進計画（案）

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定に基づき令和3年度秋田県献血推進計画として定めるとともに、血液製剤の安全性の確保及び適正使用の推進のために必要な事項を定めるものである。

I 献血推進計画

第1 令和3年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和3年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤は、赤血球製剤47,300単位（昨年度比2,800単位減）、血小板製剤71,800単位（昨年度比7,880単位減）、血漿製剤10,900単位（昨年度比250単位減）である。そこに国から本県に割り当てられる原料血漿確保目標量11,382L（昨年度比93L減）を勘案すると、17,050L（昨年度比107L減）の血液を献血により確保する必要がある。

献 血 目 標 の 内 訳

区 分	全血献血		成分献血		合 計	献血量 (L)	献血率
	200mL	400mL	血 漿	血 小 板			
献血者数(人)	665	23,420	9,364	4,446	37,895	17,050	3.7%
構 成 比	1.8%	61.8%	24.7%	11.7%	100.0%	—	—

※献血率＝献血者数／人口（H27 国勢調査結果）

第2 （略）

第3 具体的な方策

1 （略）

（1）広報活動

- 県、市町村及び日赤血液センターは、新興・再興感染症のまん延下であっても、医療に欠くことのできない有限で貴重なものである血液製剤の安定供給を図るため、血液への理解を促すポスターの掲示や各種広報媒体の活用等により、献血の正しい知識や必要性について効果的な普及啓発に努める。
- 県、市町村及び日赤血液センターは、採血基準について、県

旧

令和2年度秋田県血液事業推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定に基づき令和2年度秋田県献血推進計画として定めるとともに、血液製剤の安全性の確保及び適正使用の推進のために必要な事項を定めるものである。

I 献血推進計画

第1 令和2年度に献血により確保すべき血液の目標量

令和2年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤は、赤血球製剤50,100単位（昨年度比2,470単位減）、血小板製剤79,680単位（昨年度比1,080単位減）、血漿製剤11,150単位（昨年度比200単位増）である。そこに国から本県に割り当てられる原料血漿確保目標量11,475L（昨年度比1,099L増）を勘案すると、17,157L（昨年度比816L増）の血液を献血により確保する必要がある。

献 血 目 標 の 内 訳

区 分	全血献血		成分献血		合 計	献血量 (L)	献血率
	200mL	400mL	血 漿	血 小 板			
献血者数(人)	732	24,567	8,898	4,578	38,775	17,157	3.8%
構 成 比	1.9%	63.4%	22.9%	11.8%	100.0%	—	—

※献血率＝献血者数／人口（H27 国勢調査結果）

第2 （略）

第3 具体的な方策

1 （略）

（1）広報活動

- 県、市町村及び日赤血液センターは、血液への理解を促すポスターの掲示や各種広報媒体の活用等により、血液製剤が医療に欠くことのできない有限で貴重なものであること、特に血漿分画製剤は近年需要が増大していることを含め、献血の正しい知識や必要性について普及啓発に努める。
- 県、市町村及び日赤血液センターは、採血基準について、県

民に対して十分に広報を行う。また、<u>血液製剤の中でも特に血漿分画製剤は近年需要が増大しており、その安定供給が確保されるよう、献血への協力を求めるなど献血者の確保に努める。</u> ・ <u>(削除)</u> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) (2) ～ (5) (略) (6) 全血献血の在り方と高校献血の推進 ・ (略) ・ (略) ・ 将来の献血基盤の確保という観点から、若年層への献血推進は非常に重要であり、<u>若年層の初回献血時に200ミリリットル献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらう。</u> 2～4 (略) 5 献血者の安全の確保 日赤血液センターは、採血時の検診医師確保のため、医師会等関連団体に医師派遣の要請を行う。 また、<u>新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、安心して献血できる環境を保持するとともに、採血の度に、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、事前説明を十分に行い、献血者の感染防止を始めとした安全確保に努める。</u> Ⅱ 血液製剤の安全性の確保及び適正使用 第1 (略) 第2 (略) 第3 血液製剤の適正な使用について 1 (略) 2 各機関の役割 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の規定に基づき県、市町村及び日赤血液センターの担うべき役割は、別紙「<u>令和3年度血液事業実施事項</u>」のとおりとする。	民に対して十分に広報を<u>行い、献血への協力を求め、献血者の確保に努める。</u> ・ <u>県は、献血に関する動画及びポスター等の啓発資材を活用して、県民に対して効果的な啓発に努める。</u> ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) (2) ～ (5) (略) (6) 全血献血の在り方と高校献血の推進 ・ (略) ・ (略) ・ 将来の献血基盤の確保という観点から、若年層への献血推進は非常に重要であり、<u>高校生等の若年層による初回献血時のときは200ミリリットル献血を推進するなど、出来る限り献血を経験してもらう。</u> 2～4 (略) 5 献血者の安全の確保 日赤血液センターは、採血時の検診医師確保のため、医師会等関連団体に医師派遣の要請を行う。 また、安心して献血できる環境を<u>整備するため、採血の度に、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。</u> Ⅱ 血液製剤の安全性の確保及び適正使用 第1 (略) 第2 (略) 第3 血液製剤の適正な使用について 1 (略) 2 各機関の役割 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の規定に基づき県、市町村及び日赤血液センターの担うべき役割は、別紙「<u>令和2年度血液事業実施事項</u>」のとおりとする。
---	---